

保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 公 告

関税法第48条の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

函 館 税 関 長 笠 川 隆 博

記

1. 合併後当該許可を承継する法人の名称及び住所  
エア・ウォーター物流株式会社  
北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地
2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：釜石税関支署）  
東日本エア・ウォーター物流株式会社釜石低温センター 保税蔵置場  
岩手県釜石市嬉石町2丁目75番地1
3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所  
東日本エア・ウォーター物流株式会社  
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目11番地5
4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地  
エア・ウォーター物流株式会社釜石低温センター 保税蔵置場  
岩手県釜石市嬉石町2丁目75番地1
5. 承継された許可期間  
自 令和 6年 4月 1日  
至 令和11年 7月31日